

新冠町地域防災計画

第 8 章

災 害 復 旧 計 画

第8章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業

復旧対策の実施に当たっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等将来の災害に備える計画とし、適切な復旧対策を実施する。

内 容	担 当
災害復旧事業計画	総務課、各課
激甚法による災害復旧事業	総務課、各課

1 災害復旧事業計画

町が実施する災害普及事業計画及び適用法令は、概ね下表のとおりである。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

災害復旧事業計画	復旧事業対象	適用法令
公共土木施設災害復旧事業計画	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 注) 以下の法令も適用 河川法 : 河川の復旧事業 道路法 : 道路の復旧事業 下水道法 : 下水道施設の復旧事業
農林水産業施設災害復旧事業計画	農地 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設災害復旧事業計画	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
上水道災害復旧事業計画	上水道施設	水道法
住宅災害復旧事業計画	公営住宅及び共同施設(児童公園、共同浴場、集会所等)	公営住宅法
社会福祉施設災害復旧事業計画	保護施設	生活保護法
	老人福祉施設	老人福祉法
	身体障がい者更正援護施設	身体障害者福祉法
	知的障がい者援護施設	知的障害者福祉法
	婦人保護施設	売春防止法
	児童福祉施設	児童福祉法
	母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法
精神障がい者社会復帰施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	感染症指定医療機関 感染症法予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

学校教育施設災害復旧事業計画	公立学校	公立学校施設災害復旧費国庫負担金
社会教育施設災害復旧事業計画	公立社会教育施設	
その他災害復旧事業計画	災害により急を要する土地 区画整理事業	土地区画整理法
	災害により特に必要となっ た廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	臨時に行う予防接種	予防接種法

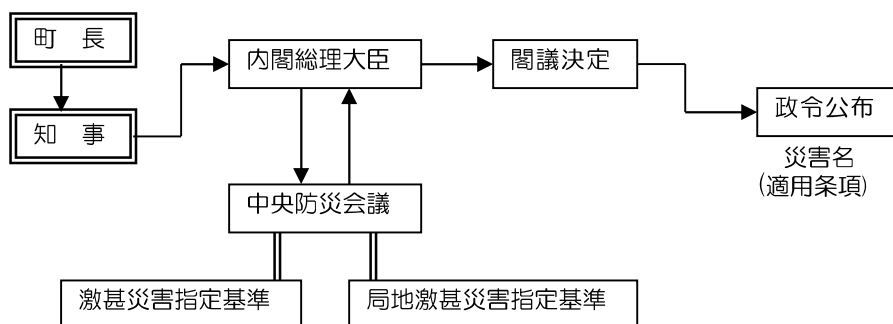
2 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されており、激甚災害に指定された場合は、この法律に基づいて復旧事業を行う。

（1）激甚災害指定の手続

激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

〈激甚災害指定の手続の流れ〉



（2）激甚災害に関する被害状況等の報告

ア 被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所又は地域
- ・ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ・ 災害に対しとられた措置
- ・ その他必要な事項

イ 激甚災害指定の基準

激甚災害には、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

ウ 特別財政援助額の交付手続

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、道各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

エ 激甚災害に係る事業及び財政援助措置

激甚災害に係わる財政援助措置の対象事業は、以下のとおりである。

＜激甚災害に係る財政援助措置の対象事業＞

助成区分	対 象 事 業
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	1 公共土木施設災害復旧事業 2 公共土木施設災害関連事業 3 公立学校施設災害復旧事業 4 公営住宅災害復旧事業 5 生活保護施設災害復旧事業 6 児童福祉施設災害復旧事業 7 老人福祉施設災害復旧事業 8 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 9 知的障害者援護施設災害復旧事業 10 婦人保護施設災害復旧事業 11 感染症予防施設災害復旧事業 12 感染症予防事業 13 堆積土砂排除事業 14 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 3 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 6 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 7 共同利用小型漁船の建造費の補助 8 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 4 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
4 その他の特別の財政援助及び助成	1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 3 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付母の特例 5 水防資材費補助の特例 6 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 8 産業労働者住宅建設資金融通の特例 9 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2節 災害復興事業

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な環境づくりに努める。

内 容	担 当
災害復興事業の推進	総務課、建設水道課、各課

1 災害復興事業の推進

(1) 復興体制

大規模な災害が発生した後は、町長を本部長とする「新冠町災害復興本部」を設置し「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害後復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

(2) まちづくりによる復興の推進

災害復興事業は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に事業計画に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

《活用できる支援制度》

- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業
- 街なみ環境整備事業
- 住宅市街地基盤整備事業
- 住宅市街地総合整備事業
- 住宅地区改良事業
- 小規模住宅地区等改良事業
- 優良建築物等整備事業
- 防災集団移転促進事業
- がけ地近接等危険住宅移転事業
- 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
- 地域住宅交付金制度